

(法第10条第1項第2号イ関係) 記載例

役員名簿

理事の職名（理事長、副理事長等）を定めている場合は、それぞれの職名を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事 (理事長)	〇〇 〇〇	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	無
理事 (副理事長)	〇〇 〇〇	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	無
理事	〇〇 〇〇	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	有
監事	〇〇 〇〇	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	無

住所は、住民票等に証される住所又は居所を記載する

役員のうち報酬を受ける者は、役員総数の3分の1以下

(留意事項)

- 1 法第15条の規定により、特定非営利活動法人には、役員として理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。
- 2 法第2条第2項第1号ロの規定により、特定非営利活動法人は、役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下でなければなりません。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。
- 4 「役名」の欄は、理事・監事の別及び理事長・副理事長等の職名を記載してください。
- 5 「住所又は居所」の欄は、住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書により証される住所又は居所を記載してください。番地、号 マンション名等をハイフン等で略さず記載してください。
- 6 「報酬の有無」の欄は、役員報酬を受ける役員については「有」と、役員報酬を受けない役員については「無」と、それぞれ記載してください。役員報酬を受ける役員が1人もいない場合でも、「報酬の有無」の欄のすべてに「無」と記載してください。
- 7 この書類は、設立認証申請時に、所轄庁において公衆の縦覧に供されるほか、認証後は、一般の閲覧に供されるとともに、謄写の請求があった場合には謄写させます。

※ 役員の就任要件（欠格事項等）については、就任承諾及び宣誓書の留意事項1～3を参照してください。